

2020年5月15日

新型コロナウイルス感染防止のための勤務体制変更期間延長のお知らせ

今般、政府が発表した緊急事態宣言および東京都からの要請を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、在宅勤務を基本とした勤務体制への変更を行っておりますが、東京都においては緊急事態宣言が解除されておられませんので、当面の間、現勤務体制を継続することといたします。

引き続き、営業時間の短縮等により、皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、代表電話へのお問合せは、10：00～16：00とさせていただきます。

以上